

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第42号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和48年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(食品等の検査命令に係る申請書等)</p> <p>第3条 <u>省令第28条第1項</u>に規定する申請書は、<u>検査申請書（様式第1号）</u>によらなければならない。</p> <p>(食品衛生管理者設置（変更）届)</p> <p>第4条 <u>省令第49条第1項</u>に規定する届書は、食品衛生管理者設置（変更）届（<u>様式第2号</u>）によらなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。<u>以下「政令」という。</u>）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(食品等の検査命令に係る申請書)</p> <p>第3条 <u>政令第5条第2項</u>に規定する申請書は、<u>別に定める様式による検査申請書</u>によらなければならない。</p> <p>(食品衛生管理者設置（変更）届)</p> <p>第4条 <u>法第48条第8項の規定による届出は、別に定める様式による食品衛生管理者設置（変更）届</u>によらなければならない。</p> <p>(食品衛生管理者養成施設等の登録の申請)</p> <p>第5条 <u>政令第15条（政令第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する申請書は、別に定める様式による食品衛生管理者（食品衛生監視員）養成施設登録申請書</u>によらなければならない。</p> <p>(登録養成施設の変更の届出)</p> <p>第6条 <u>政令第16条（政令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別に定める様式による食品衛生管理者（食品衛生監視員）養成施設登録変更届</u>によらなければならない。</p> <p>(登録の取消しの申請)</p> <p>第7条 <u>政令第19条（政令第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する申請書は、別に定める様式による食品衛生管理者（食品衛生監視員）養成施設登録取消申請書</u>によらなければならない。</p> <p>(食品衛生管理者講習会の登録の申請)</p> <p>第8条 <u>政令第21条の規定による申請は、別に定める様式による食品衛生管理者講習会登録申請書</u>によらなければならない。</p> <p>。</p> <p>(食品衛生管理者登録講習会の変更の届出)</p>

<p>(営業許可申請書)</p> <p><u>第5条</u> 省令第67条第1項及び第2項に規定する申請書は、<u>営業許可申請書(様式第3号)</u>によらなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(営業許可証)</p> <p><u>第6条</u> 条例第5条第1項に規定する営業許可証は、<u>様式第4号</u>によるものとする。</p> <p>(地位の承継届)</p> <p><u>第7条</u> 省令第68条第1項に規定する届出書は、<u>地位の承継届(相続)(様式第5号)</u>によらなければならない。</p> <p>2 <u>省令第69条第1項及び第70条第1項に規定する届出書は、地位の承継届(合併、分割)(様式第6号)によらなければならない。</u></p> <p>(営業許可申請書等の記載事項変更届)</p> <p><u>第8条</u> 省令第71条の規定による届出は、<u>営業許可申請書(地位の承継届)記載事項変更届(様式第7号)</u>によらなければならない。</p> <p>(営業の廃止等の届出)</p> <p><u>第9条</u> 条例第6条の規定による届出は、<u>営業廃止(休止、再開)届(様式第8号)</u>によらなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(死亡、<u>失踪</u>等の届出)</p> <p><u>第10条</u> 条例第7条の規定による届出は、<u>営業者死亡(失踪、解散)届(様式第9号)</u>によらなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>第9条</u> 政令第25条の規定による届出は、別に定める様式による<u>食品衛生管理者登録講習会変更届</u>によらなければならない。</p> <p>— (食品衛生管理者登録講習会の休廃止の届出)</p> <p><u>第10条</u> 政令第26条の規定による届出は、別に定める様式による食品衛生管理者登録講習会<u>休止(廃止)届</u>によらなければならない。</p> <p>(営業許可申請書)</p> <p><u>第11条</u> 省令第67条第1項及び第2項に規定する申請書は、<u>別に定める様式による営業許可申請書</u>によらなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(営業許可証)</p> <p><u>第12条</u> 条例第5条第1項に規定する営業許可証は、<u>別記様式</u>によるものとする。</p> <p>(地位の承継届)</p> <p><u>第13条</u> 法第53条第2項の規定による届出は、別に定める様式による<u>地位の承継届</u>によらなければならない。</p> <p>(営業許可申請書等の記載事項変更届)</p> <p><u>第14条</u> 省令第71条の規定による届出は、別に定める様式による<u>営業許可申請書(地位の承継届)記載事項変更届</u>によらなければならない。</p> <p>(営業の廃止等の届出)</p> <p><u>第15条</u> 条例第6条の規定による届出は、別に定める様式による<u>営業廃止(休止、再開)届</u>によらなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(死亡、<u>失踪</u>等の届出)</p> <p><u>第16条</u> 条例第7条の規定による届出は、別に定める様式による<u>営業者死亡(失踪、解散)届</u>によらなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第3号までを削る。

改正前	改正後
<p><u>様式第4号(第6条関係)</u></p> <p>[略]</p>	<p><u>別記様式(第12条関係)</u></p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第5号から様式第9号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の食品衛生法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。